

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた休業協力要請

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、県民の皆様には不要不急の外出の自粛を強く呼びかけているところですが、緊急事態宣言の対象区域が全国に拡大されて以降、各都道府県が次々と休業の要請を行っている状況にあって、他県からの人の流入が懸念されております。

こうしたことから、県では、関係事業者の皆様に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定に基づき、別添のとおり休業の協力を要請することとしました。

関係事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響で既に多くの困難に直面していることと存じますが、新型コロナウイルスの感染拡大回避という県民あがての最重要課題のため、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和2年4月24日

愛媛県知事 中村時広

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた休業協力要請

令和2年4月24日  
愛媛県

- 1 実施期間 令和2年4月27日（月）から令和2年5月6日（水）まで
- 2 対象区域 愛媛県全域
- 3 実施内容 施設の使用停止の協力要請（休業協力要請）
- 4 要請を行う施設

| 種 類  | 施 設   | 要請内容                   |
|------|---|------------------------|
| 遊興施設 | キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス、ネットカフェ、漫画喫茶、場外車（舟）券売場、射的場、性風俗店 | 施設の使用停止の協力（特措法第24条第9項） |
| 遊技施設 | マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター  | 施設の使用停止の協力（特措法第24条第9項） |

※特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

【休業協力要請に関する問合せ先（要請期間中）】

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部

電話番号 089-968-2419

受付時間 平日 9時～17時／土日祝 10時～16時